

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2007年9月号

まだまだ夏が居座っている感じですが、季節は「目にはさやかに見えねども」日暮れが早くなっていたり、通勤の道筋で虫の音が聞こえたり、と確実に秋が近くに来ています。今回は、10月改正の雇用保険のお話です。



9月号目次

☆ 雇用保険が10月に少し改正されます



☆ 雇用保険が10月に少し改正されます

10月から、雇用保険の求職者給付の基本手当受給資格要件、平たく申しますと、一般の雇用保険被保険者が失業した際に受給できる基本手当（失業手当）をもらえるかどうかの条件が変更されるということなのです。

ここで、本題に入る前に、これから出てくる用語を簡単にご説明しておきます。

短時間労働被保険者 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、同一事業所の通常の労働者と比較して短い方のことです。

一般被保険者 短時間以外の方を指します。

算定対象期間 原則一般の場合離職の日以前1年間、短時間の場合最長2年間

被保険者期間 離職の日以前の各月に被保険者として賃金の支払いを受けた日数を月ごとに調べ、

短時間労働被保険者→月あたり11日以上で2分の1箇月

一般の被保険者 →月当たり14日以上で1箇月

の被保険者期間とします。

それではここから本題に...

●**現行法**で基本手当を受給するには

- ・一般被保険者の場合

算定対象期間に被保険者期間が**6箇月**以上あれば基本手当が受給できます。

- ・短時間労働被保険者の場合

算定対象期間（離職以前**最長2年間**とする）に、被保険者期間が6ヶ月以上あれば基本手当が受給できます。
（裏面へ続く）

● 10月の改正で、こう変わる！

まず、短時間労働被保険者、一般の区別が原則としてなくなります。

- ・単純な自己都合退職の場合の新しい支給要件

算定対象期間（離職の日以前2年間）に被保険者期間（月あたり11日以上で1箇月）が12箇月あること。

ですので、今までは最低6ヶ月働けば基本手当が受給できたのですが、これからはだれでも1年以上働かないと基本手当はもらえないよということになった訳です。

- ・特定受給資格者の場合

算定対象期間（離職の日以前1年間）に被保険者期間（月あたり11日以上）が6箇月以上あれば基本手当が受給できます。

特定受給資格者とは、簡単に言えば会社都合で会社を退職した人、パワハラ、セクハラ、残業過多、給料遅配等のやむをえない事情で会社を退職した人を指します。

● 西尾の解説

この改正で、雇用保険を支給する側が何を意図しているかというところ...

現在の若年労働者が短期に就労・離職を繰り返し、労働者としての経験が蓄積しない現状を打破したいという切なる願いからではないでしょうか？

6ヶ月働いては離職、基本手当を受給、所定給付日数を経過したところでどこでもいいので適当に就職、また6ヶ月我慢して....。というような若年労働者もいると聞きます。これでは労働者としての経験もスキルも身につけません。

働く面白さ、自分の努力が報われる喜びを何とか若年層に知ってもらおうべく新しい労働のあり方、枠組み作りを考えていきたいと思う今日この頃です。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

なんでもお気軽にご相談ください！

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

